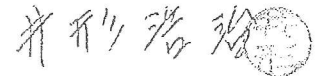


乙第27号証

平成26年6月24日

大阪地方裁判所 御中

学校法人大阪経済大学
経営学部 教授

陳述書

私は、学校法人 大阪経済大学（以下、「本学」といいます。）の経営学部において、平成21年10月より平成24年3月まで経営学部長を務めておりました。私が学部長であった平成24年度に、吉井氏が特任教員に任用されなかったことについて、裁判を申し立てられたことは非常に遺憾で残念ですが、本件について、以下のとおり陳述いたします。

1. 吉井氏の特任教員採用手続き

平成24年度末に退職される専任教員は、経営学部においては2名おられました。そのうち、1名の方は早々に特任教員への採用を辞退なさっておられましたので、特任教員任用の対象者は吉井氏のみでありました。そして、同氏が出席していた平成24年9月28日開催の経営学部教授会において、任用手続きについて説明しておりますが、同氏からは何の質問もありませんでした(乙3)。

2. 学部長が提出する授業担当計画について

本学では、カリキュラムや人事などは各学部の教授会の専決事項となっております(乙7。学則5条)。そして、経営学部では、各分野の8人で構成されるカリキュラム検討委員会にカリキュラム編成、各年度の授業担当、科目担当の人事案件の審議・検討をお願いしています。本学特任教員任用制度は、本学の教育、研究水準の向上のために特に必要があると認められるときに「再雇用」されるものでありますから、学部長が、カリキュラム検討委員会に教育の要である授業担当計画についての審議、検討をお願いすることになっている訳です。それ故、前述の平成24年9月28日開催の経営学部教授会の説明に基づいて、カリキュラム検討委員会の委員長である池島教授に、吉井氏の授業担当計画について、同委員会で審議、検討していただくようお願いしたのです。

特任教員任用制度は、あくまでも「再雇用」であるため、形式的な基準で判断されるものではございません。そして、今回、吉井氏より提案された授業担当計画を、カリキュラム検討委員会におきまして、「3年間の授業担当計画」

として検討してもらった結果、「不要若しくは必要度が低い」と判断されました。すなわち、吉井氏の計画された講義科目については、「設置」の必要性がカリキュラム検討委員会において認められなかったのです。

3. 吉井氏との協議について（平成24年10月15日）

上記のとおり、カリキュラム検討委員会で吉井氏提案の授業担当計画を検討した結果、同委員会の総意として、その計画案は「不要若しくは必要度が低い」と判断されたために、私は特任教員推薦委員会に授業担当計画を提出することが非常に困難となってしまいました。そこで、同年10月15日の夕刻に、吉井氏の研究室を訪ねて、カリキュラム検討委員会の意見をお伝えし、吉井氏が作成した授業担当計画では、特任教員推薦委員会に提出できないこととお話ししました。

しかし、吉井氏は自身が作成した授業担当計画をそのまま特任教員推薦委員会に提出さえすれば、特任教員手続きが承認されると信じて疑わず、私に同授業担当計画をそのまま特任教員推薦委員会へ提出するように強く要請しました。そのため、私は特任教員推薦委員会の委員長である徳永学長と事前協議を行うこととし、その日は吉井氏の研究室を辞しました。

4. 特任教員推薦委員会委員長との事前協議について（平成24年10月16日）

特任教員推薦委員会は、徳永学長を委員長とし、経営学部を含めた4学部長と4研究科長および教務委員長から構成されます。

平成24年10月16日、徳永学長に特任教員推薦委員会への提出について事前協議をしましたが、カリキュラム検討委員会が不要若しくは必要度が低いと判断した授業担当計画を提出されたとしても、受け付けられない（不受理）との意見となりました。

学長との事前協議の結果は、当日中に吉井氏へメールでお伝えしましたが、吉井氏は自身の作成した授業担当計画に問題があるということに納得せず、私や池島教授が不当に特任教員任用手続きを妨害したとし、学内の他の教員等に喧伝していたと聞いております。

5. 特任教員不採用後について

平成24年11月16日、吉井氏出席の経営学部教授会において、吉井氏の特任教員手続きを進めていくことが不可能となったことを、私から報告いたしました（乙20）。吉井氏以外の方から、数点質問がありましたが、推薦委員会に授業担当計画が受け付けられないことについて、同教授会において異議を

述べた方は吉井氏のみでした。

なお、平成24年11月20日学内理事会においても、私より、吉井氏の特任教員の任用について、同氏の授業担当計画が、カリキュラム検討委員会において不要若しくは必要度が低いと判断され、授業担当計画を提出できなくなったことを報告し、その後任人事を行うことを含めて、異議なく了承されております。

この学内理事会の決定を受け、吉井氏出席の平成24年11月30日の経営学部教授会（乙25）において、後任の科目担当者の公募について報告をし、了承されました。また、カリキュラム検討委員長である池島教授より、退職が決まった吉井氏の演習を受講していた学生の処遇につき、他の教員のゼミに移りたい学生は、その教員と協議のうえゼミに入れていただき、そのまま残る学生は一括して誰かに担当していただきたいという提案がなされ、吉井氏を含め異論がなく了承されました。

そして、吉井氏は、その退職に伴い、教員に貸与されていた研究室を平成24年度に退職する教員の明け渡し日である平成25年3月15日より若干遅れた3月25日に退去されました。

6. 結び

本学経営学部において、このように再雇用を含む教員採用のみならず、私を含めた全教員の講義担当は、前記の通り、カリキュラム編成を担うカリキュラム検討委員会の審議を経て、教授会にて承認されます（乙7。学則5条）。今回の特任教員任用に関わる事案についても、吉井氏だけを特別にカリキュラム検討委員会の審議結果を無視し、自身の担当したい講義だけを俎上に載せ、任用手続きを進めることはできません。結局、吉井氏の作成した授業担当計画は、経営学部のカリキュラム編成や教学ルールから外れたもので、単なる「吉井氏希望の計画」でしかなく、私が特任教員任用規程第9条1項③による推薦委員会に提出できないとしたことについて何ら落ち度もなく、同氏の特任教員任用手続きを妨害したものでもありません。

以上